

事務連絡  
令和元年10月15日

一般社団法人全日本航空事業連合会 会長 殿  
公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿  
一般社団法人日本新聞協会 会長 殿  
警察庁生活安全局地域課長 殿  
総務省消防庁国民保護・防災部防災課長 殿  
海上保安庁警備救難部管理課長 殿

国土交通省 航空局 安全部 運航安全課長  
航空機安全課長

令和元年台風19号に係る救援活動を行う航空機に係る  
許可手続き等の柔軟な運用について

令和元年台風19号により甚大な被害が広範囲で生じており、航空機による物資輸送を含む救援活動が不可欠となっている状況に鑑み、国土交通省航空局としては、当面の間、救援活動に従事する航空機に係る航空法（以下「法」という。）の手続きについて、次のとおり柔軟な運用を行うこととしましたので、お知らせいたします。

1. 救援活動に従事する航空機の運航に係る許可等についての柔軟な運用（10月13日から対応中）
  - (1) 空港等以外の場所への離着陸等を行う場合の許可（法第79条ただし書き）、最低安全高度以下の飛行を行う場合の許可（法第81条ただし書き）及び航空機から物件を投下する場合の届出（法第89条ただし書き）について、「災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続き等に関する処理要領（平成23年10月20日制定国空航第305号）」に基づき、口頭による手続等を認める。

（注）公的機関（国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関）の航空機及び同機関の依頼又は通報を受けた航空機等が捜索又は救助を行う場合には、法第81条の2の規定に基づき、法第79条ただし書き及び法第81条ただし書きの許可は不要
  - (2) 被災地への救援物資、ライフラインの復旧等に必要とされる資機材等に含まれる爆発物等（小型燃料ガスボンベ等）の輸送の承認（航空法施行規則第194条第2項第5項）について、「救援活動に係る航空機による爆発物等の輸送について（平成28年6月29日制定 国空航第2374号）」に基づき、口頭による手続等を認める。
  - (3) 上記（1）及び（2）の手続きについては、以下の部署においてワンストップで受付可能とする。
    - 東京航空局保安部運用課（静岡県、長野県、新潟県以東）
      - 03-5275-9321（平日9：00～17：45）
      - 090-4931-5111（平日時間外・休日）
    - 大阪航空局保安部運用課（愛知県、岐阜県、富山県以西）
      - 06-6949-6591（平日9：00～17：45）
      - 080-8949-9908（平日時間外・休日）

2. 救援活動を行う航空機及び操縦士について、有効期間満了後の運航を可能とするための特例許可の柔軟な運用（10月15日から対応）

（1）航空機の耐空証明

救援活動を継続的に行う必要等により耐空証明の更新が困難である場合に、法第11条第1項ただし書きによる許可を受けることで、耐空証明有効期間（1年）満了後も航空の用に供してよいこととする（口頭による手続も可）。

本件についての連絡先は以下のとおり。

○東京航空局安全統括室航空機検査官室（静岡県、長野県、新潟県以東）

03-5275-9325（平日9：00～17：45）

090-7195-0452（平日時間外・休日）

○大阪航空局安全統括室航空機検査官室（愛知県、岐阜県、富山県以西）

06-6949-6235（平日9：00～17：45）

090-1478-9761（平日時間外・休日）

（2）操縦士の航空身体検査証明

救援活動を継続的に行う必要等により航空身体検査証明の更新が困難である者について、法第28条第3項の許可を受けることで、航空身体検査証明有効期間満了後も、救援活動を行う航空機の操縦を行ってよいこととする（口頭による手続も可）。本件についての連絡先は、上記1.（3）と同じ。

（3）操縦士の特定操縦技能審査（操縦技能証明）

救援活動を継続的に行う必要等により特定操縦技能審査を受けることが困難である者について、法第71条の3第2項の許可を受けることで、特定操縦技能審査の有効期間（2年）満了後も、航空機の操縦等を行ってよいこととする（口頭による手続も可）。本件についての連絡先は、上記1.（3）と同じ。

以上

（添付資料）

- ・災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領（平成23年10月20日制定 国空航第305号）
- ・救援活動に係る航空機による爆発物等の輸送について（平成28年6月29日制定 国空航第2374号）